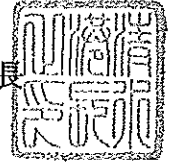


港長公示 第30-2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航行を制限したので同条第2項の規定により公示する。

平成30年7月4日

清水港



清水港第二区日の出埠頭前面海域における航行制限について

清水港第二区日の出埠頭前面海域において、レガッタレース等小型舟艇による「清水マリーナフェスティバル」が実施されるので、下記により船舶の航行を制限する。

記

1 期 間 平成30年7月15日（日） 午前7時00分～午後4時00分

2 区 域

次のイからニの各点を順次結んだ線及び陸岸に囲まれた海域（別図参照）

イ 清水港江尻船だまり北防波堤灯台（北緯35度01.0分 東経138度29.8分）から178度1,080メートルの地点（岸線上）

ロ イ地点から 90度230メートルの地点

ハ ロ地点から180度520メートルの地点

ニ ハ地点から270度230メートルの地点（岸線上）

3 制限事項

船舶は、上記区域内に立入り、又は同区域内における係留場所から移動してはならない。

ただし、行事参加舟艇及び清水港長が立入り又は移動を認めた船舶を除く。

4 標 識

上記区域を明示するため、海上にオレンジ色のブイ3基、岸壁上に赤旗2流がそれぞれ設置される。

5 備 考

行事实施期間中、付近海域に警戒艇が配備される。